

学生(留学生を含む)  
及び保護者のみなさまへ

駿河台大学学長

## 新型コロナウイルス感染への対応について(第3版)

新型コロナウイルス感染症の学内感染拡大防止措置については、3/3付で第2版を公表し、皆様のご協力により予防措置を徹底いただいております。

政府の専門家会議は、これまで新型コロナウイルスの集団感染が生じた事例を踏まえて、以下のように提言しています。

日々の学校現場や日常生活の中における「3つの条件が同時に重なる場」(3つの密)を避けるため、  
①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」  
(2020年3月19日)より一部抜粋)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html))

以上を踏まえて、集団感染を防ぐための本学における措置についても一部、修正いたしました。  
学生及び保護者のみなさまにおかれましては、政府の専門家会議の見解及び下記の内容を確認し、引き続き、感染予防を徹底し、ご自身の健康保持に努めてください。

### 記

#### 1. 予防について

- (1) 普段の生活の中で、積極的な手洗い、うがいを行ってください。
- (2) 咳・くしゃみをする際は、ティッシュやハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえてください。
- (3) 日頃より、毎日必ず検温をしてください。体調管理に留意し、発熱の早期発見に努めてください。
- (4) 人の多く集まる場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為は慎んでください。
- (5) 室内のウイルス量を下げするため、1~2時間ごとに窓や扉を開け部屋の換気をしてください。

#### 2. 感染が疑われる場合について

- (1) 身体がだるい、発熱(37.5度以上)、咳などの症状が生じた場合には、大学に来ることも含め、外出しないでください。また、37.5度未満の発熱でも、体調が悪い自覚がある場合は無理をせず、自宅療養してください。
- (2) 発熱等の症状が生じた場合、毎日(朝・晩)、体温を測定して記録してください。
- (3) 次の症状がある方は帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示に従ってください。
  - (ア) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
  - (イ) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある  
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
- (4) 体調面に不安がある場合には、健康相談室まで相談してください。
- (5) 海外から日本に帰国した学生の保健管理  
海外から日本に帰国した全ての学生は、帰国後速やかに、電話にて本学(健康相談室又は学生支援課、外国人留学生はグローバル教育課)へ連絡してください。  
また、海外から日本に帰国した学生は、2週間は大学に來たり外出をせずになるべく自宅で待機し、健康観察してください。
- (6) 「感染(患者)者※」もしくは「疑似症患者※」と濃厚接触したと思われる場合(濃厚接触者※)は、マスクの着用など感染拡大の防止を図り、本学(健康相談室又は学生支援課)へ連絡するとともに帰国者・接触者相談センターで確認を行ってください。検査を受ける必要が生じた場合は、検査結果が判明するまでは自宅待機をしてください。

※の定義については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）  
国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年3月12日版」を参照。

### 3. 海外渡航について

- (1) 渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください。やむを得ず海外渡航をする際には、必ず、渡航される国や地域の最新情報を十分に確認し、移動中及び渡航先において感染予防を徹底してください。
- (2) 海外渡航をする際には、事前に学生支援課（TEL042-972-1101）へ連絡してください。
- (3) 海外から日本に帰国後は、速やかに本学（健康相談室又は学生支援課、外国人留学生はグローバル教育課）へ電話連絡してください。帰国後は、体温測定等、2週間程度は体調変化に十分注意し、発熱等の症状が出た場合は、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示に従ってください。また、本学（健康相談室又は学生支援課、外国人留学生はグローバル教育課）にも速やかに連絡してください。
- (4) プライベートの渡航についても上記に準じてください。

### 4. 学生又は同居の家族が感染した場合について

- (1) 学生本人又は同居の家族が感染した場合について  
学生本人又は同居の家族が感染した場合は、直ちに本人又は保護者より電話にて本学（健康相談室又は学生支援課）へ報告してください。症状が治まり政府等機関から許可されるまでは自宅待機とし、大学への入構を禁止します。また、同居の家族が感染した場合も、学生本人は濃厚接触者となりますので自宅待機とします。
- (2) 感染学生との接触した場合の学生への対応について  
学生が感染した場合で、感染した学生と濃厚接触があったとみなされた学生も自宅待機とします。

### 5. 今後の感染拡大防止のための対応について

学生の課外活動については、「学校法人駿河台大学における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、4月30日（木）まで、以下のとおり対応してください。

- (1) サークル活動（公認団体、体育部会、文化部会、届出団体）
  - ①学内でのサークル活動は、中止または延期してください。
  - ②サークル活動の合宿及び学外での活動は、中止または延期してください。
  - ③懇親会（追いコン）や参加者同士の濃厚接触の可能性が高い実施内容を伴う活動、企画やイベント等は、中止または延期してください。
- (2) 部活動（強化指定・支援クラブ、スポーツ公認団体）
  - ①学内での部活動は、中止または延期してください。
  - ②学内外での合宿、遠征、練習試合、合同練習等は、中止または延期してください。
  - ③懇親会（追いコン）や参加者同士の濃厚接触の可能性が高い実施内容を伴う活動、企画やイベント等は、中止または延期してください。

※部活動における①及び②については、十分な感染予防対策が取られることを条件に活動実施を認める場合があります（要申請）。

### 6. その他

- (1) 今後新たな措置を行う場合は大学公式 Web サイト及びポタロウにて別途お知らせをします。大学が発信するお知らせには十分注意してください。
- (2) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策については、関係機関からのお知らせなども参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症に関連する関係省庁のお役立ち情報 | 首相官邸ホームページ  
([http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](http://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html))

### 7. 本通知に関係する本学の連絡先

健康相談室 (TEL042-972-1783)  
学生支援課 (TEL042-972-1101)  
グローバル教育課 (TEL042-972-1218)

以上